

# 一関市

## 景観計画

### 第9章 景観農業振興地域整備計画の策定

#### に関する基本的な事項

## 9章.

# 景観農業振興地域整備計画の策定に関する 基本的な事項

## 9-1 景観農業振興地域整備計画の策定の方針

本市の農村地域においては、水田と農家集落が織りなす田園景観、山間部の棚田や樹園地など、気候風土や地形条件等を生かし、農林業を生活のなりわいとして地域の暮らしが営まれ、自然の恵みと人々の暮らしが共生した美しい景観が形づくられてきた。

しかしながら、農村地域においては後継者不足や高齢化などの問題等による耕作放棄地の増加など、美しい農村景観を維持することが困難となってくるのが危惧されている。

このようなことから、今後は、美しい地域の農業景観を保全・創出するための施策を講じ、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保していくために、以下の農業景観の特性や基本的な方針を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画を策定する。

### 1. 計画策定において対象とする農業景観の特性

- ・水田や周辺の里山、水路、集落等が一体となった伝統的な農山村景観
- ・棚田やはせ掛け、ほんによなどの農業によって形成された個性ある農山村景観

### 2. 計画策定における基本的な方針

- ・産業としての農業の活性化と農地・農村の景観保全の両立
- ・地域住民合意によるきめ細やかな景観保全のルールづくり
- ・地域住民・団体等が一体となった景観保全活動の推進
- ・地域外住民との交流・連携の推進